

特別徴収について

1 保険料の徴収方法

特別徴収（年金天引き）

後期高齢者医療の保険料は、市町村からの依頼にもとづき、公的年金の保険者が被保険者に支払う公的年金から徴収し市町村に納める。

普通徴収

年金からの特別徴収が行われない場合は、納付書や口座振替等により、被保険者が個別に納める。

2 特別徴収に関する法律等

（１）高齢者の医療の確保に関する法律第１０７条第１項

「特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者（政令で定める者を除く。）から老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収・・・（略）」と定めてある。

（２）高齢者の医療の確保に関する法律施行令附則第１２条

政令で定める者とは、基準日の現況において、受給している年金が年額１８万円未満の者、介護保険と後期高齢者医療保険の保険料の合算額が、年金受給額の１／２を超える者等である。

3 本徴収と仮徴収

その年度の保険料額の算定には前年度の所得金額（地方税法「基礎控除後の総所得金額等」）が用いられるが、その確定は通常６月頃で、保険料額の確定は、それ以降となる。

このため、保険料額確定までの支払期（４月・６月・８月）は仮徴収が行われ、確定後の支払期（１０月・１２月・２月）の本徴収により年度額が精算される。